



平成 23 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 櫻護謨株式会社
代表者名 取締役社長 中村 浩士
(コード: 5 1 8 9 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 中野 伍朗
(TEL. 03-3466-2171)

債権放棄に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社がキューバ国立銀行に対して保有する債権の回収について、債務者との債権支払に関するリ・スケジューリング案に合意することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該債務者の概要

- (1) 商号 キューバ国立銀行 (Banco Nacional de Cuba)
- (2) 所在地 Calle Aguiar 456 e/ Lamparilla y Amargura, Habana Vieja, Habana, Cuba

2. 債権回収に関するリ・スケジューリングの経緯

当社は 1980 年代に当社製品をキューバ国営企業へ販売しておりました。当該取引の決済条件は、キューバ国立銀行発行の信用状 (L/C) ベースとなっておりましたが、キューバ国の経済、財政の悪化に伴い、1988 年にキューバ国立銀行による L/C 決済がストップし、遅延債権となりました。

1999 年にキューバ国立銀行との間において、遅延債権の支払に関する第一次リ・スケジューリング提案について合意し、その後も数回にわたるリ・スケジューリング提案に対する合意を経て債権回収に努めてまいりましたが、回収金額は小額なものとなっております。

そのような状況の中で、今回、新たなリ・スケジューリング案について検討の結果、当該内容に合意することを決定したものであります。

3. 債権回収に関するリ・スケジューリングの合意内容

- (1) 確定債権額 365 百万円
- (2) 債権放棄額 347 百万円 最近の事業年度末日 (平成 22 年 3 月 31 日) の連結純資産 (2,963 百万円) に対する割合 11.7%
- (3) 現金回収額 18 百万円
- (4) 内容の詳細
 - ① 債権額の 5%部分について、合意後 40 日以内に当該債務者が現金で支払を行う。
 - ② 債権額の 95%部分について、当社が債権放棄する。
 - ③ 当社は、5%部分の入金を確認後、「債権放棄に関する通知書」を発行し債権放棄を実施する。

4. 今後の見通し

当社が認識しておりました債権額は204百万円ですが、当該合意により確定した債権額は上記のとおり365百万円となりました。差額161百万円は、当該債務者の利息の未払によるものであります。

当該差額161百万円については特別利益として計上し、ほぼ同額の未収利息債権については貸倒損失として特別損失に計上いたします。

なお、当社が認識しておりました債権額204百万円については、従来より回収不能見込相当額について貸倒引当金の引当てを行っております。

	従来の 当社計上額	当該合意 による確定額	業績に与える影響
債権額	204百万円	365百万円	差額161百万円を特別利益に計上
回収額(予定)	—	18百万円	—
債権放棄額 ①	—	347百万円	—
貸倒引当金 計上額 ②	191百万円	191百万円	—
貸倒損失 ①-②	—	156百万円	特別損失に計上

この債権放棄等による当社の業績への影響については、本日発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上